

# 印紙税における「売上代金」

## 印紙税における「売上代金」

### 1. 領収書に課税される印紙税

印紙税法上、①売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書、②金銭又は有価証券の受取書で①の受取書以外のものには、原則として、印紙税を課すると定められています。

### 2. 印紙税における「売上代金」とは

上記1.①の「売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書」とは、資産を譲渡し、もしくは使用させること(その資産に係る権利を設定することを含みます)又は役務を提供することによる対価として受け取る金銭又は有価証券の受取書をいうと定められています。

この「売上代金」とは資産の譲渡等の対価をいうことから、対価性を有するか、有しないかによってその判定を行うこととされており、具体的には次の表のとおりです。

| 区分                | 内容  |
|-------------------|---|
| 資産を譲渡することの対価      | 資産は、有形、無形を問わず、商品・備品等の固定資産・無体財産権等を譲渡する場合の対価<br>①商品の売上代金(売掛金の回収を含む) ②資産の売却代金(未収金の回収を含む)<br>③手形割引の代金(有価証券の売買に該当) ④無体財産権の譲渡代金(特許権、商標権等)<br>⑤債権の譲渡代金(電話加入権、売掛金等) |
| 資産を使用させること<br>の対価 | 不動産、動産、無体財産権その他の権利を他人に使用させること<br>の対価<br>①土地、建物等不動産の賃貸料 ②建設機械、自動車、事務機器等のリース料<br>③貸付金利息 ④貸倉庫料 ⑤特許権等の無体財産権の使用料<br>⑥土地や建物の賃貸契約に伴う権利金                            |
| 役務を提供すること<br>の対価  | 請負契約、運送契約、委任契約、寄託契約など労働、便益、その他のサービスを提供すること<br>①請負契約の対価(工事請負代金、修繕費、宿泊料、出演料、広告料等)<br>②運送契約の対価(運送料等) ③委任契約の対価(委任報酬、情報の提供料等)<br>④寄託契約の対価(保管料等) ⑤その他(仲介料、技術援助料等) |

## 売上代金の受取書の印紙税額

| 記載金額          | 税額   | 記載金額           | 税額    |
|---------------|------|----------------|-------|
| 5万円未満         | 非課税  | 200万円超300万円以下  | 600円  |
| 5万円以上100万円以下  | 200円 | 300万円超500万円以下  | 1000円 |
| 100万円超200万円以下 | 400円 | 500万円超1000万円以下 | 2000円 |

【今月の経営格言】 「小さな市場で大きな占有率」こそ、  
有料会社になる近道である。by 一倉定 (経営コンサルタント)

一般に、中小企業は大きすぎる市場を狙いがちだが、多くの会社が狙うために過当競争になり、苦戦する。賢い社長は自らの規模に合った市場を狙う。大きすぎる市場は細分化し、細分化した市場で必要な占有率を確保していく。  
一倉定の経営心得」より